tetteパートナーズクラブ規約

（名称）

第１条

本会はtetteパートナーズクラブ（以下「パートナーズクラブ」という。）と称する。

（事務所）

第２条

本会は事務所を、須賀川市民交流センター（以下「交流センター」という。）内に置く。

（目的）

第３条

交流センターの運営について、一人でも多くの市民の参画を推進し、親しまれる交流センターの実現を図るため、個人登録制ボランティアとして活動することを目的とする。

（活動内容）

第４条

パートナーズクラブは、市民交流センターの事業に関するボランティア活動を行う。

（登録要件）

第５条

tetteパートナーズクラブメンバー（以下「クラブメンバー」）という。）は登録制とし、次の要件を満たすものとする。

なお、登録は書類審査及び面談をもって決定する。

（1）交流センターの実施する事業には、誠実かつ意欲をもって常に心身ともに健康で従事できること。

（2）交流センターの関係法令及び本規約を遵守すること。

（3）市内在住、在勤、在学で年齢が10歳以上であること。

（4）高校生以下の場合は保護者の同意があること。

（5）暴力団等の反社会的活動と関係していないこと。

（6）個人として自主性を重んじ、自己啓発に取り組む姿勢があること。

（登録申請等）

第６条

クラブメンバーとしての登録を希望する者は、ボランティアに関する説明を受け、本規約に同意した上、「tetteパートナーズクラブ登録カード」(以下、「登録カード」という。)に必要事項を記入の上、市長へ申請するものとする。

（登録処理）

第７条

市長は、書類審査及び面談を実施した結果、第５条に規定する登録要件を満たしていることを確認した場合は、登録を希望する者への連絡をもって、クラブメンバーへの登録を認めることとする。

（登録の有効期限）

第８条

登録の有効期限は、登録日の属する年度末とする。

（登録の更新）

第９条

登録の更新は１年ごととする。登録更新手続きは、毎年度末に実施する。

（登録に係る個人情報の取り扱い）

第１０条

市長は、クラブメンバーの登録にかかる個人情報を、本規約の目的を達成するためのみに使用し、目的外利用はしないものとする。

（クラブメンバーの遵守事項）

第１１条

クラブメンバーは、ボランティア活動を実施するに当たり、次を遵守しなければならない。

（1）職員との密接な協議のもと、公平かつ平等な利用者サービスに努めなければならない。

（2）知り得た個人情報に関する事項は、漏らしてはならない。

（3）政治・宗教活動および営利に関する活動を行ってはならない。

（4）公共の利益に反し、または反するおそれのある行為をしてはならない。

（登録の変更）

第１２条

クラブメンバーは、登録カードに記載した事項に変更が生じた場合又は登録を取り消す場合は、速やかに届け出るものとする。

（登録の取り消し）

第１３条

市長は、次の要件に該当する場合、登録を取り消すことができる。

（1）クラブメンバーが登録の取り消しを申し出たとき。

（2）交流センターの関係法令及び本規約に違反したとき。

（待遇等）

第１４条

クラブメンバーの待遇は次のとおりとする。

（1）活動に対する報酬は無償とする。

（2）活動中の事故に対する保険については、市が保険料を負担するものとする。

（委任）

第１５条

この規約に定めるもののほか、パートナーズクラブの運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この規約は、令和7年4月1日から施行する。